

# 第1475回島根県教育委員会会議録

日時 平成24年3月26日

自 13時30分

至 15時00分

場所 教育委員室

## I 議題の件名及び審議の結果

### －開 会－

### －公 開－

#### (議決事項)

第32号 島根県指定有形文化財の指定について (文化財課)

第33号 「しまね教育ビジョン21」の一部改訂について (総務課)

第34号 平成23年人事委員会勧告に基づく給与関係規則の一部改正について (総務課)

————— 以上原案のとおり議決

#### (報告事項)

第75号 平成24年度島根県公立高等学校入学者選抜の合格者数について (高校教育課)

第76号 平成24年度特別支援学校 (高等部・専攻科) の合格者数について (特別支援教育室)

第77号 島根県児童生徒学芸顕彰 (教育長表彰) について (社会教育課)

第78号 島根県立浜田高等学校定時制課程・通信制課程の開設式及び入学式について (高校教育課)

————— 以上原案のとおり了承

### －非公開－

#### (議決事項)

第35号 平成24年度島根県教科用図書選定審議会委員の選任及び諮問について (義務教育課・特別支援教育室)

————— 以上原案のとおり議決

## II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】  
北島委員長 安藤委員 山本委員 土田委員 仲佐委員 今井教育長
- 2 欠席委員  
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者  
今井教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

花田教育監	全議題
金築教育次長	全議題
米山教育次長	全議題
三島教育センター所長	公開議題
大矢総務課長	全議題
植田総務課上席調整監	公開議題
林総務課調整監	公開議題
黒崎教育施設課長	公開議題
小林高校教育課長	公開議題
長野県立学校改革推進室長	公開議題
助川特別支援教育室長	公開議題、議決第35号
矢野義務教育課長	公開議題、議決第35号
清井生徒指導推進室長	公開議題
細田保健体育課長	公開議題
菅原健康づくり推進室長	公開議題
野津社会教育課長	公開議題
奥井人権同和教育課長	公開議題
松本文化財課長	公開議題
若槻世界遺産室長	公開議題
西尾古代文化センター長	公開議題
高橋福利課長	公開議題
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

佐藤総務課課長代理	全議題
平野総務課人事法令グループリーダー	全議題
大島総務課主任	全議題

### Ⅲ 審議、討論の内容

北島委員長：開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	3件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	4件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	1件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	0件
	その他事項	0件
署名委員	仲佐委員	

(議決事項)

第32号 島根県指定有形文化財の指定について (文化財課)

○松本文化財課長 議決第32号島根県指定有形文化財の指定についてお諮りする。

島根県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、当該文化財を島根県指定有形文化財に指定することについて付議する。

内容は木造摩多羅神坐像1軀で、宗教法人清水寺の所有のものである。

島根県指定有形文化財に指定することについて、島根県文化財保護条例第4条第3項の規定に基づき、3月14日に島根県文化財保護審議会に諮問した。その結果、島根県指定有形文化財に指定する価値があるという答申を受けたものである。

○北島委員長 摩多羅神坐像は公開されていないか。

○仲佐委員 まだ公開されていない。4月26日から公開されると聞いている。

――原案のとおり議決

第33号 「しまね教育ビジョン21」の一部改訂について (総務課)

○大矢総務課長 議決第33号「しまね教育ビジョン21」の一部改訂についてお諮りする。

平成25年度までの現行のビジョンの数値目標は、島根総合発展計画にあわせて平成23年度まで設定済みであったが、今回平成25年度まで目標の設定を行ったところである。平成26年度以降については、教育振興基本計画に相当する教育ビジョン21の抜本的な改正を行う予定である。

これまでの経過については、教育委員会会議でも再三内容を協議しているが、昨年9月にこの改訂スケジュール等について協議させていただき、12月と1月に改訂案の中身について協議させていただいたところである。

その後、県の総合教育審議会で瀬戸会長以下10人の委員の皆様方に、このビジョンの改訂案を説明し、意見を聴取した上で、3月9日の文教厚生委員会でも報告して意見を伺ったところである。本日はそうした手続を踏んだビジョンの改訂案についてご審議いただくものである。

改訂の概要は、まず数値目標項目の新設、変更である。現在は16項目であるが、新たに4項目を加え、1項目を削除して19項目を設定した。以下、施策1から6までに10の項目を挙げているが、これは新設、変更したものである。もちろん別途継続のものもあるので、全体では19項目になる。

それから、目標値の設定、字句の修正をしている。黒丸については、島根総合発展計画の第2次実施計画の成果指標と同じになっている。内容については、また本編等のところでご説明したいと思う。資料の別冊として教育ビジョン21の本編をお示ししている。本編が41ページまであり、その後に教育ビジョン21の数値目標項目の一覧表、19項目を網羅した表が記載してある。

その次のページに、数値目標を除いた字句等の修正について掲げている。前回の説明以降、変更した点について申し上げる。まず、このたびの東日本大震災を受けて、危機管理の対応をしていかななくてはならないということがあり、20ページで「東日本大震災を受けて」という字句を挿入している。

また、いろいろなご意見の中で、子どもと親の相談員の配置については、「保護者の子育てに対する悩み」という文言を入れるべきではないかというご意見をいただいて、挿入している。また、電話による相談体制の充実についても字句の修正をしている。

委員からの意見に対する考え方・対応の一覧だが、ここに30件ばかり、様々な方々からいただいたご意見の一覧を載せている。教育委員から協議の中でいただいた意見を1番から4番まで挙げているが、特にこれまでの協議の中では、やはり数値目標というものに、もうちょっと意気込みや気迫を示して、上乘せを考慮するべきではないかという意見もあった。そうした意見を受け

て、4項目について数値目標を上げた形に変更している。それから、数値目標等の説明についてわかるような形にしたかどうかという意見をいただいたので、説明を加えている。

以下、様々な方々からご意見をいただき、可能なもの、適切なものについては反映をしている。

本編の数値目標等については、まず、24ページののところだが、ここに朝食を毎日とる児童生徒の割合がある。これについて、この欄の下のところに新しく出典を加え、数値目標項目の説明もここに付け加えている。以下、25ページ以降についても、19項目全てにこのような形で説明を加えている。

新規項目としては、25ページの学校給食における地場産の活用割合があり、これはご意見を踏まえて、数値目標を25年度に50%にするということで、最初にご提案した数値目標よりも上げている。また、小・中学校だけでなく、保育施設や幼稚園ということも念頭に置いて、こうした推移を見守る中で施策を展開する必要があるのではないかというご意見を取り入れ、参考ということで重量ベースの県産食材の使用状況なども明記している。

それから、29ページであるが、国語、算数、数学の勉強は好きだとする児童生徒の割合について、前回は提案したとおりである。41ページは、個別の教育支援計画を作成している学校の割合である。これも欄外のところに説明文を加えている。

33ページでは文化に親しむ機会の確保というところにも、一つ項目を加えている。これも新規の項目で、音楽や演劇、美術などの文化芸術鑑賞を実施している学校の割合ということで、以上4項目について新たに設定し、25年度の数値目標として掲げてまいりたい。

○安藤委員 今日、議決するとそれで決定ということか。

○大矢総務課長 今日、議決いただければ、公表するように考えている。

○北島委員長 今日付けということか。

○大矢総務課長 もし、今日、議決いただければ、今日付けである。

○安藤委員 20ページの防災のところ、震災を受けて文章を加えたということだが、23年度のところで県の教育委員会が県内で指導するなど、何か動き始めているようなことがあるか。

○大矢総務課長 特に、学校安全に関しては、義務教育課の生徒指導推進室で担当しており、総務課では危機管理全般を取りまとめている。現在、危機管理の手引を示して、各学校でそれぞれの実情に応じたマニュアル、危機管理マニュアルをつくっている。様々なことが含まれており、風水害もあれば、不審者であったり、火事であったり、そういうようなことも含めている。このたびの東日本大震災を受けて危機管理はさらに重要なこととなっている。

ただ、例えば、避難一つとっても、学校だけがどうかするというのではなくて、まず、その地域全体でどう動いていくかということを見極めながら、それぞれの学校がその地域の中に属する一つの拠点であるので、避難についてもルール、あるいは全体の計画に基づいた中での行動になるかと思う。

従って、まず地域の防災をどうするかということを見極めた上で、特に原子力防災を先行させているが、一つの地域の避難の方針は様々な条件設定の上で示されつつある状況であるので、どういう対応をすべきかということを経験ごとに、それぞれの条件に基づいて、今シミュレーションしている。そうしたことを踏まえた上で、来年度のところで、手引の中にどう反映するかということを決めていきたい。また、地震や津波に関しても、地域防災の考え方が明示される中で、学校の振る舞いということも今後、考えてまいりたい。

○安藤委員 原発のことも聞こうと思っていたところである。昼間子どもたちがいる場所として学校があるので、地域全体で考えなければいけないことだが、教育委員会もしっかり入り込んで関わっていかねばならないと思う

○清井生徒指導推進室長 津波については、土地の高低、あるいは山間部であるとか海岸部であるとか、いろいろな特性があるので、その地域の状況に応じて、地域とともに訓練をするように考えている。そして、既存の津波に対するマニュアルの見直しを指示した。また、特に夏休みに中央から著名な方に来ていただいて、県内の防災担当教員を集めて研修をし、それを現場に持ち帰って子どもや教員に伝えて活かすという取り組みをした。

○安藤委員 意見に対する考え方、対応を見ての意見だが、14番の対応のところの家勉充実プロジェクトは、具体的にはどういった取り組みか。

○矢野義務教育課長 この家勉のプロジェクトはモデル校を2校ほど指定して、そこで研究し、その成果を広げていくもので、具体的な内容はこれからである。

○山本委員 危機管理については、なかなか教育委員会だけの対応では難しいと思う。このビジョンでは大きな項目ではなくて小さな項目になっているが、危機管理だけは知事部局と一緒に作って作成し、それで教育委員会分野を分けてもらうような形にはできないものか。教育委員会は校長の権限などいろいろと考えなければならない。知事部局の場合は、それぞれの地域毎に指示を出せば、例えば、原発であれば30キロ圏域はどうだということになる。そうすると、その中には小・中学校もある。知事部局で大きなものがあって、そこから教育委員会だけ引き抜いたものが1冊できているということはないのか。

○大矢総務課長 基本的に地域の防災について、県全体のもの各市町村別のもとのがある。地域を網羅したものだが、学校には教育現場の特性があり、そこには子どもたちという存在や、特別支援学校のように支援を要する子どもたちの存在もあるので、危機管理の手引というもので、学校として地域防災全体とは別に、特に考慮すべきことについて、どう振る舞うべきか、どういう対応をとるべきか、どういう訓練をするべきかというようなことも書いてあり、各学校はそれに基づいて地域防災の全体計画と教育委員会の示す手引とを両方組み合わせる中で、学校ごとのマニュアルというものをつくることになる。

○今井教育長 県全体に防災計画がある。その中に教育委員会が所管する部分もある。また、それに基づいて、最終的に学校ごとに対応を定める。

○仲佐委員 42ページに一覧表がある。23年度の設定値というのは、施策を推進する中で実績になっていくわけか。

○大矢総務課長 ここに掲げているのは、赤いものは22年度の調査値であり、米印で書いているものは、23年度の数値である。まだ確定していないものは目標としていた数字が入っている。

○仲佐委員 実績値もあるし、実績でないものもあるということか。

○大矢総務課長 そうである。例えば、朝食を毎日とる児童生徒の割合の23年度の97.1は実績値である。米印だけは、まだ23年の数字が出てないので、22年度の数字が挙がっている。

○仲佐委員 29番、40ページのところだが、家庭に閉じこもっている子どもの支援という一番下のところで、子どもが安心して過ごせる居場所を開設すると書いてある。市町村ではいろいろあると思うが、県として今からどういったものを開設するのか。

○清井生徒指導推進室長 教育支援センターが県内に12施設あるが、まずその辺りである。これはずっと取り組んできていることであり、新しくその場所を設けるということではない。現在、心のかけ橋という事業をやっており、支援センターだけではなく、引きこもりの子どもさんのところに支援員が出かけて行き、支援センターまで連れてこれるようにしていくということである。新たに居場所を開設するというのではなくて、例えば、支援センターの外、校外で体験的な活動をするということも安心できる場所の一つであろうし、支援センターの中で支援することも、安心した場である。ただ単に、場所を開設するというのではなく、以前、開設したものをずっと継続して行って、さらに支援センターに引きこもりの子どもたちも呼び込む、こういった意味である。

――原案のとおり議決

#### 第34号 平成23年人事委員会勧告に基づく給与関係規則の一部改正について（総務課）

○大矢総務課長 議決第34号平成23年人事委員会勧告に基づく給与関係規則の一部改正についてお諮りする。

これは、人事委員会勧告を受けて、2月議会で給与関係条例が改正されたことに伴う所要の改正を行うものである。

規則は2つあり、1つが市町村立学校の教職員の給与に関する規則である。改正内容は、人事委員会勧告の中で、55歳を超える職員に対する給与の抑制措置ということが挙げられた。それに伴い、条例では給料月額減額を行ったところであるが、管理職手当の抑制については、この規則の中で1.5%の減額を行うものである。2つ目は、管理職手当の指定校の見直しである。管理職手当は、校長の場合、3種、4種、5種と3段階に分かれており、規模が大きく、その職務が困難な学校等に対して段階的な措置を行っている。これについても枠というものがある。このたびの学級数の増減に伴い各種指定校の見直しをした。北陽小学校については、現在4種であるが、今後、学級数が増えるということも見込み、3種に上げる。松江市立法吉小学校については、現在3種であるが、学級数が減るという今後の予想もあり、これを4種に下げる。八束中学校については、八束学園として小中一貫校となっている。実は、八束中学校としての学級数は4学級、小学校としての学級数は9学級で、それぞれの区分に基づくと、困難度はそう高くはないわけだが、校長はこの両方を管理下に置いている。従って、校長の管理範囲が広く、小学校と中学校の両方を合わせると、困難度が高いという判断をして、これを4種に上げる。また、雑賀小学校については、現在4種だが、これも今後の学級数の見込みの減があるので、5種に指定を下げる。これが学級数の増減に伴う各種指定校の見直しである。

それから、先ほど申し上げた八束学園、八束中、八束小の兼務に関する件である。これまでは教頭の管理職手当の区分は校長と連動していたが、八束学園の場合、校長は1人だが、教頭は中学校、小学校にそれぞれいるので、これは連動しない形で指定をすることに変えている。

3つ目は、学校統廃合に伴う僻地学校の各級地指定の見直しがある。隠岐の島町立五箇学校給食センター、吉田小学校の民谷分校、大代小学校、三原小学校、木部中学校、畑迫小学校、それから高山学校給食共同調理場、川本西小学校、これらは全て統廃合に伴ってなくなるということで、削除している。また、川本の3つの小学校を廃校して、新たに川本小学校という学校となるので、これについては特別の地域に追加をしている。

4つ目の変更点として、人事委員会規則の改正により、薬学や司法試験の予備試験の取得者についての学歴免許の資格区分が変更されている。それに準じた改正である。また、地域給導入による給料表の改定があり、昇格時号給の対応表の一部改正もしている。さらに、特別支援学級等の給料の調整額の調整表の一部改正も人事委員会勧告による改正に基づく変更ということで挙げている。

以上が市町村立学校の教職員の給与に関する規則の内容である。

そして、もう一つの市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則について、地域給の導入等による給料の切替えに伴う経過措置に関する規定の整備を行ったところである。施行期日は平成24年4月1日である。また、高校等に関しては、参考にも書いているように人事委員会において一括改正される予定になっている。

――原案のとおり議決

## (報告事項)

### 第75号 平成24年度島根県公立高等学校入学者選抜の合格者数について（高校教育課）

○小林高校教育課長 報告第75号平成24年度島根県公立高等学校入学者選抜の合格者数についてご報告する。

学力検査を3月7日に実施し、合格発表は3月19日に各学校において受験番号を掲示して行った。選抜状況であるが、3の(1)のところには、推薦入学を除いた合格者数について記載している。全日制、定時制合わせた合計の欄をご覧いただきたい。入学定員6,160名、そのうち推薦

の合格者が769名であったので、5,391名が募集定員となっている。

出願者数は4,733名であり、実際に高専や私立高校に合格したことなどによる辞退者が事前にわかったものについては、辞退ということで扱っており、実際に受験した者が4,472名、そのうち合格者が4,378名という結果であった。

次に、参考の欄で推薦と合わせた合格者数であるが、入学定員6,160名に対して、実受験者数5,241名、実際の合格者数が5,147名である。

毎年度、実受験者を合格者数で割ったものを実質倍率としているが、1.02倍である。昨年度も同じく1.02倍、その前の年が1.01倍ということで、実質の倍率については、3年間ほぼ同じような数字になっている。

(2)については、既に公表しているが、推薦選抜は全部で769名の合格者で、合格発表は3月19日に行った。それ以前に内定通知もしている。

そのうちの一般の推薦選抜では、677名の合格者があった。スポーツ特別推薦は25名の合格者があった。それから、飯南高校で35名、吉賀高校で32名の中高一貫特別選抜の合格者があった。

入学定員に満たなかった学校は、全日制は37校中31校、定時制は3校中3校ということになっている。定時制については、第2次募集を行っており、充足していない定員のところを募集人員として、明日、各学校で作文及び面接等の試験を行う予定である。募集は金曜日の時点で締め切っており、参考までに出願があった数を申し上げますと、松江工業の併設定時制工業科が全部で9名、宍道高校が全部で8名、浜田高校が全部で4名、計21名の2次募集への出願がある。これについての合格発表は3月29日を予定しており、これで全ての全日制、定時制の入試が終わる。

○土田委員 受験希望者が定員に満たないところで、地域外志望が結構ある。地域外の10パーセントを当てはめると、定員を割り込むような学校も数校あったようだが、そういう学校についても規定どおりの割合を適用したのか、あるいは若干校長の裁量に任せたのか。

○小林高校教育課長 地域外の10パーセントについては、全ての学校で厳守した。従って、定員に満たない高校であっても、地域外の10パーセントを超えたために、第1志望で不合格になったという生徒が実際にいる。

○土田委員 10パーセントという数字は今後しばらく続けるのか。高校への進学が地域によって減少する、だからといって、クラスを減すわけにいかないという場合に、枠を増やすということも、今後、考えていくのか。

というのは、公立高校とそれぞれの地域の私立高校があると思うが、自分はこの学校へ行って、例えば、この学校の英語科に行って勉強したい、数学を専門に学びたいと思っても、地域外の枠に入ることができず、中学校から高校に行くときに希望を絶たれるというようなことも生じたのではないかと思う。あるいは、あの学校でスポーツをやりたいというようなこともあると思うが、今後この10パーセントに弾力性を持たせていく考えはないか。

少子化がどんどん進み、さらに交通網、道路網が発達して、県外へ出るおそれがあるということが考えられるときに、いかに県内に留めておくか、その地域に留めておくかということを考えれば、もうちょっと弾力的にするべきではないか。面接を行うなどして、10パーセントを超えた生徒についても、救う方策はないものか。保護者からそのような声も耳にしたので、質問したところである。

○小林高校教育課長 各高校によって状況はいろいろ違うし、先ほどの話は普通科だけに適用しているので、普通科が不合格であっても、同じ学校の理数科に第2志望で合格しているという例もある。ただ、非常に大きな問題で、毎年、入学選抜者実施要綱というものを定めて、公正に適用する必要がある。いろいろな周知も含めて取り組んでおり、昨年の教育課程審議会では、入学試験制度について、推薦入試の割合については減らす方向で、県外募集については柔軟な対応という意見であった。この地域外からについては、特に新たな答申は受けていないが、委員ご指摘のように、将来的に考えると、やはり地域的にかなり定員割れが起こる可能性があるもので、その辺については、状況をしばらく見て、検討するべきことがあれば、検討しなくてはいけない。一方で、定員が充足しないということは、定員設定が地域によって緩いというような状況もある。

40人が一つの単位であるので、中山間地域では非常に大きな単位だが、それをどうするかという、なかなか難しい問題もある。しばらく様子を見て、検討するときに来ればと思っているが、今回は、先般、教育課程審議会から答申を受けたばかりで、今すぐに変更するということは考えていない。ただし、状況は見ていく必要があると思う。

○土田委員 特に今のような形で少子化が進んでいく中、公立高校は地域外について、非常に厳しく取り扱っている。ところが、私立の方はそういうルールは一切ないということで、極端に言うと、優秀な子は青田買いでどんどん外から獲得してくる。あるいはスポーツのいい選手を獲得してくる。その地域ではできないけれども、地域外のあの学校へ行ってやりたいというような子どもの希望の芽を摘んでしまうという可能性が今後深まっていくのではないかと。そういう面で10パーセントという数字が果たしていいのかどうか。

地域外を増やす、あるいは中学生の希望をかなえられる何らかの救済措置を設けるような形で取り組んでいただければ、非常にありがたいのではないかと。それが今後の公立高校のあり方、生きる道の一つではないかと思う。

○小林高校教育課長 今おっしゃったことはよくわかる。地域外という問題は非常に大きい問題である。県外については、かなり増えてきているので、その辺も見ながら検討していきたい。

○山本委員 徐々に子どもの数が減ってくるが、そうすると、学校としては学級数を減らしたくない気持ちがある。1学級の生徒数40を、例えば、35とか30にするような考え方はあるか。今すぐは無理かもしれないが、将来的な展望としてそのような考え方はあるか。

○小林高校教育課長 一つは、教員の数が大きな問題で、国の法律は高等学校においては40人を1学級としており、それで教員の数が決まっているので、例えば、35人学級をつくと、例えば36人であれば2学級になるが、教員の人件費は国からは1学級分しか来ないという問題もあって、そう簡単にはいかない。他県では例えば、37とか35など、特定の学科に限って、特に専門学科について少なくするという学校もあるが、予算的な面もあって、直ちにやりましょうということにはならない背景がある。

○山本委員 何故こういう質問をしたかということ、入学定員を固定しているが、受験する子どもはどんどん少なくなっていく。そうすると1学級40人を定員としていると、25人とか30人になったときに1学級落とすというような話が出てくるのではないかとということである。学級を残したければ、入学定員のところを少し、5人なら5人削れば、4学級が確保できるのではないかと思う。単純に考えていて、難しく考えているわけではないが、そういうことができないか。

○小林高校教育課長 例えば、松江市立女子高校は30人学級としてあり、そういう例もあるが、島根県がどうするかということについては、教員の数など、今後どうなるかという展望も必要だと思う。一方で、中山間地域の高校の定員は非常に難しく、その辺も今後どうしていくかということも大いに絡んでいる。今年度も水産高校辺りがかなり厳しい状況なので、その辺が今お話にあった該当する高校になるかもしれないが、いろいろな角度から検討していく余地はあると思う。1学級35人にして、教員数が余分に要る分をどうするかというのが一番大きなところではないかと思う。

○山本委員 ルールがあって、加配分もなく、なかなかそういうわけにいかないということか。

○今井教育長 今、学級数は足りているが、教員の定数は足りていない。吉賀高校と島前高校が、昨年度までは1学級であった。1学級だと、標準法では専門の教員が配置できないので、理科なども3校で配置できなかったため、2年ぐらい前から県単で加配している。

○山本委員 そうすると、定員ではなく、学級数が基本になってくるのか。

○今井教育長 学級数で教員の数が決まる。

それから、土田委員がおっしゃることはわかるが、この地域外の問題はなかなか難しい。全部認めると、例えば、沿岸部の学校に全員が入学して、中山間地域は子どもがいなくなるということになるかもしれない、ここら辺りの兼ね合いが難しい。いつも話が出るのは、松江の3校は地域枠が5パーセントということについてである。これも一つの都市の中で地域を決めるということで、いろいろな考え方があり、意見を踏まえた中で現状はこういう形になっている、おっしゃるこ

とはよくわかるので、今後検討したいと思う。

○北島委員長 大阪のような所とは事情が違うので、全県下というわけにはなかなかいかない。中山間地域と離島もあるので、いろいろ問題があると思う。

○土田委員 いろいろ特殊な学科を設けてあって、その特殊な学科に行きたい、あるいはあの高校へ行ってあの運動をやりたいという子どもも足切りされてしまう、そういう自分の夢がそのときに失われてしまう、そういうことを何とか救う方策はないものかなということで質問した。

○今井教育長 もう一つは、学力の兼ね合い等があり、なかなか全体のバランスが難しい。おっしゃることはよくわかったので、それは今後の課題としたい。

○仲佐委員 隠岐島前高校で県外入学が21名ということだが、どこからか。

○長野県立学校改革推進室長 それについては、まだ具体的に把握していない。今日辺りに確約書が出ており、それを見てからということになる。一般的には、県外は1県ごとの数が少ないので、志願して落ちた生徒が非常にわかりやすいということもあり、何県から幾らという数字は余り表には出していない。いずれにしても現段階では数字は入っていない。

○北島委員長 松江の3つの普通高校が定員割れしている。しかし、農林、商業は定員に達しているということは、普通高校より専門高校へという意識があるのか、それとも別に何か理由が考えられるのか。

○小林高校教育課長 その点は慎重に分析しないといけないが、最近の傾向としては、志望者が高専へ行って、場合によっては大学へ編入するというようなものが非常にアピールが強いというか、生徒、保護者が非常に魅力的に感じているケースがあるのではないかという気がしている。

なお、出願の時点では定員を超えていても、特に松江地区、出雲地区から高専に合格したために実際の3月7日の入試日は欠席して辞退しているということがある。若干、私立高校へということもあると思うが、松江、出雲については、やはり高専が第1志望で第2志望が県立高校普通科、理数科という形が多いという認識をしている。

○北島委員長 毎年、じわじわと動きはあったのだろうと思うが、松江北高校が254ということで、26人定員が割れるような状況である。名門校がこういう状態ということなので、何か流れが変わってきているのかなという気がする。高専は何学級あるのか。

○花田教育監 定員は200人を超えていたと思う。

○北島委員長 県立高校との間で、いわゆる公私比率にあたるようなものがあるのか。

○小林高校教育課長 ない。

○北島委員長 高専が定員を増やせば、それだけとられてしまうということか。

○小林高校教育課長 そうである。

――原案のとおり了承

#### 第76号 平成24年度特別支援学校（高等部・専攻科）の合格者数について （特別支援教育室）

○助川特別支援教育室長 報告第76号平成24年度特別支援学校（高等部・専攻科）の合格者数についてご報告する。

2月7日に平成24年度に特別支援学校高等部又は専攻科に入学する者についての入学者選抜検査を行った。選抜検査の内容は、面接によって実施することとなっている。ただし、盲学校の高等部保健理療科、盲学校の専攻科理療科あるいは保健理療科については、面接に加え、学力検査、身体機能検査を実施している。

その結果について、2月21日に合格発表を行った。各特別支援学校において、特別支援学校高等部あるいは特別支援学校の専攻科の教育課程を履修することが適当かどうかということ、受験者ごとに厳正に判断した結果、212名の受験者に対し、211名が合格となった。

合格した211名のうち、高等部が209名、盲学校専攻科が2名の合計211名である。各学校において厳正に判断した結果、ここ数年は全員合格であったが、今回は11年ぶりに1名について不合格とした。これは、教育課程を3年間で履修することが適切かどうかについて判断した結果と聞いている。

○山本委員 浜田ろう学校は合格者がいないのか。

○助川特別支援教育室長 今年度は受験者、合格者ともになかった。そもそも、松江ろう学校についても、今年度は高等部普通科が6名、専攻科はなしというように、かつてと比べれば、ろう学校入学者の人数が減っているということは確かである。ただ、石見部に、難聴や聴覚障がいの子がいないかと言われると、そういうわけではなくて、小学校、中学校の難聴学級というか特別支援学級のクラスなどはある。

――原案のとおり了承

#### 第77号 島根県児童生徒学芸顕彰（教育長表彰）について（社会教育課）

○野津社会教育課長 報告第77号島根県児童生徒学芸顕彰（教育長表彰）についてご報告する。

学術・文化活動の全国大会で大きな大会での優勝者等は知事表彰ということになるが、知事表彰に至らないもののうち、概ねベスト8以上の成績を残した児童生徒に対して、教育長表彰を行っている。12月以降40名の対象者がおり、この表彰を今週3月28日、水曜日にこの場で行うこととしている。

――原案のとおり了承

#### 第78号 島根県立浜田高等学校定時制課程・通信制課程の開設式及び入学式について（高校教育課）

○長野県立学校改革推進室長 報告第78号島根県立浜田高等学校定時制課程・通信制課程の開設式及び入学式についてご報告する。

この4月から浜田高校に定時制課程昼間部、それから通信制課程をいよいよ開設することになった。専用校舎も完成して、既に引き渡しを終了している。

4月21日に開設式、続けて学校主催で入学式を行うという段取りにしている。場所は、浜田高校の体育館であり、出席者は資料に書いてあるとおりである。

――原案のとおり了承

#### 北島委員長：非公開宣言

―非公開―  
(議決事項)

#### 第35号 平成24年度島根県教科用図書選定審議会委員の選任及び諮問について (義務教育課・特別支援教育室)

――原案のとおり議決

北島委員長：閉会宣言 15時00分